

平成30年度東京都スポーツ推進企業募集要項

1 東京都スポーツ推進企業認定制度の目的

従業員のスポーツ活動の促進に向けた優れた取組やスポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定し広く都民に周知することで、企業におけるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツに対する社会的気運の醸成を図り、2020年に向けて「スポーツ都市東京」を実現することを目的としています。

2 応募対象

都内に本社又は事業所が所在する企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等（以下「企業等」といいます。）

3 応募について

従業員がスポーツを実施するように取り組む「スポーツの実践」や、スポーツ団体やアスリート、大会を支援している等の「スポーツの支援」を推進している場合に、応募いただけます。

(1) 応募取組例

ア 「スポーツの実践」を推進している企業

従業員が行うスポーツ活動の支援や促進に向けた取組を実施している企業

- ・朝の体操など、従業員への運動機会の提供
- ・階段利用の推進、徒歩通勤の推奨
- ・スタンディングミーティングの実施
- ・職員研修での障害者スポーツ体験
- ・地元のスポーツイベントや企業運動会への参加
- ・雇用したアスリートや企業スポーツの大会応援ツアーの実施
- ・その他、先進的な取組

イ 「スポーツの支援」を推進している企業

アスリート雇用や大会協賛等スポーツ分野での支援を実施している企業

- ・アスリート・監督・コーチ等の雇用に向けた取組の実施
- ・競技団体やスポーツ大会への協賛、支援
- ・障害者スポーツの普及を支援する取組の実施
- ・自社スポーツ施設の地域開放
- ・地域スポーツクラブやスポーツ推進委員と連携した地域のスポーツ活動への支援
- ・その他、先進的な取組

なお、ア「スポーツの実践」を推進している企業について、この応募は、国（スポーツ庁）の「スポーツエールカンパニー認定制度」の応募も兼ねます。

<参考> スポーツエールカンパニー認定制度

制度の詳細は、以下のスポーツエールカンパニー認定制度募集要項を御参照ください。

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1399048.htm

また、スポーツエールカンパニー認定制度の認定は、従業員自身のスポーツ活動実践に資する取組が主な対象となります。従業員のスポーツ観戦を支援する取組や、スポーツ団体やアスリート、大会を支援している等の上記（1）イの「スポーツの支援」については対象となりませんので、御注意ください。認定対象について不明点等ございましたら、スポーツ庁問い合わせ先まで御連絡ください。

(2) 応募要件

ア 上記(1)の取組について、実施内容、導入手順及び取組方法等の公表が可能であること。

イ 「東京都スポーツ推進企業」として認定され、かつ「東京都スポーツ推進モデル企業」に選定された場合、表彰式に出席できること。

ウ 労働関係法令等に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上または社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される問題等を起こしていないこと。

(3) 応募方法等

ア 応募書類の入手方法

東京都オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部ホームページ「スポーツ TOKYO インフォメーション」よりダウンロードしてください。

<http://www.sports-tokyo.info/company/>

イ 応募書類の作成

下記の用紙に必要事項を記入してください。

(ア) 平成30年度スポーツエールカンパニー認定申請書兼平成30年度東京都スポーツ推進企業認定申請書(様式1、別記様式)

(イ) スポーツエールカンパニー要件該当申告書兼東京都スポーツ推進企業要件該当申告書(申請書別紙)

(ウ) 取組内容が分かる社内資料(報告書、社内報、研修資料、社内アンケート、写真等)を必ず添付してください。

※別添の応募書類記入例を参照してください。

※御不明な点があれば、御相談ください。

※27年度から29年度の間認定されている場合で、その取組内容に変更がない場合は、様式1のうち「3 具体的な取組について」欄及び別記様式の記載を省略することができます。その場合は、27年度から29年度の間認定された際に提出した様式一式の写しを添付してください。

ウ 応募書類の提出

応募書類に必要事項を記入し、代表者印を押して下記の宛先へ郵送してください。

〒112-0005 東京都文京区水道二丁目10番13号

平成30年度東京都スポーツ推進企業認定制度事務局

※応募書類は必ず代表者印を押した応募書類を上記へ郵送してください。

また、併せて電子データ(編集ができるエクセルファイルなど)でも御提出ください。

(メールアドレス: sports-tokyo@ifys.co.jp)

※メールを送付する際には、併せて電話連絡(直通: 03-6825-6177)をお願いいたします。

※メールを送付する際は、件名に「【認定制度・〇〇株式会社】申請書の送付」と御記載ください。

エ 応募された書類等は返却いたしません。あらかじめ御了承ください。

(4) 募集期間

平成30年8月1日(水曜日)から同年10月31日(水曜日)まで

4 審査について

(1) 審査は、厳正に行います。

(2) 認定要件

審査は、以下の認定要件に基づき総合的に実施します。

ア 経営者をはじめ、企業等全体で推進している取組であること。

イ 企業等内の取組が明確化されていること。

- ウ 取組が企業等内に周知されており、取組実績があること。
- エ 実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること。
- オ 労働関係法令等が順守されていること。

(3) 審査手順

ア 東京都スポーツ推進企業

東京都オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部で書類審査を行い、「東京都スポーツ推進企業」として認定します。

イ 東京都スポーツ推進モデル企業

東京都が選定した委員の審査機関が、上記アにおいて認定された企業の中から、取組内容について審査し、「東京都スポーツ推進モデル企業」を決定します。

※審査の経緯や内容は非公開とします。お問い合わせいただいても一切お答えできません。あらかじめ御了承ください。

(4) 審査に必要な資料請求等

ア 審査にあたって追加資料の提出、説明及び追加ヒアリング等をお願いする場合があります。

イ 応募書類の記載内容が事実と異なっていることが判明した場合や、3(2)ウに該当する場合、発表後であっても認定を取り消すことがあります。

5 東京都スポーツ推進企業等の公表及び表彰等

(1) 公表

ア 東京都スポーツ推進企業の企業名を東京都オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部ホームページにおいて公表し(平成30年11月頃公表開始予定)、認定証と認定マークを交付します。

イ 東京都スポーツ推進企業の中から選定された東京都スポーツ推進モデル企業は、その取組内容を東京都オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部ホームページ及びその他東京都の各種広報において公表します。(平成31年3月頃公表開始予定)

(2) 東京都スポーツ推進モデル企業の表彰

東京都スポーツ推進モデル企業の表彰式は平成31年3月頃実施予定です。

6 その他

(1) 応募された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他関係法令を順守します。

(2) 応募された内容について、審査に先立ち東京都スポーツ推進企業認定制度事務局あるいは、東京都職員が電話、訪問等で確認させていただく場合があります。

(3) 認定後、スポーツエールカンパニー認定制度及び東京都スポーツ推進企業認定制度に係るアンケート調査を実施する場合がありますので、御協力ください。

(4) 認定の根拠となった取組並びにスポーツエールカンパニー認定及び東京都スポーツ推進企業認定の事実について、積極的な情報発信に努めてください。

7 問合せ

【東京都スポーツ推進企業認定制度に関する事項】

<応募に関する問合せ>

平成30年度東京都スポーツ推進企業認定制度事務局

〒112-0005 東京都文京区水道二丁目10番13号

電話：03-6825-6177 メール：sports-tokyo@ifys.co.jp

<政策に関する問合せ>

東京都オリンピック・パラリンピック準備局

スポーツ推進部調整課企画調整担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話：03-5320-7723（直通）

メール：S9000147@section.metro.tokyo.jp

【スポーツエールカンパニー認定制度に関する事項】

スポーツ庁健康スポーツ課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

電話：03-5253-4111（代表）